条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和元年６月定例県議会に提案される福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例案及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例案について、別紙１のとおり知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和４２年福岡県教育委員会規則第６号）第４条第１項の規定に基づき、臨時代理により、別紙２のとおり回答しましたので、同条第２項の規定により報告し、承認を求めます。

令和元年６月６日
教育長

別紙１

１人第２５１号
令和元年５月２７日

福岡県教育委員会　殿

福岡県知事　　小　川　　洋

条例の提案に対する意見の聴取について

令和元年６月議会定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例

・福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

以上

別紙2

1教総第399号
令和元年6月3日

福岡県知事　殿

福岡県教育委員会

条例の提案に対する意見の申出について（回答）
（対5月27日1人第251号）

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。

（総務部人事課）

福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について

1　制定の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費について必要な事項を定めるもの

2　条例の概要

（1）報酬・給料

- パートタイム会計年度任用職員（勤務時間が正規職員より短い）には日額で「報酬」を、フルタイム会計年度任用職員（勤務時間が正規職員と同じ）には月額で「給料」をそれぞれ支給する。
- 支給額は、正規職員に適用される給料表に基づき、職務内容、免許資格、経験年数等に応じた額とする。

（2）手当

- 任期が６月以上、かつ、週の勤務時間が１５時間３０分以上となる会計年度任用職員に対し、期末手当を支給する。
- フルタイム会計年度任用職員に地域手当、通勤手当及び時間外勤務手当等の実績手当を支給する。

（3）費用弁償及び旅費

- パートタイム会計年度任用職員が通勤及び出張に要する交通費については「費用弁償」を支給する。
- フルタイム会計年度任用職員が出張に要する交通費については「旅費」を支給する。

3　施行期日

令和２年４月１日

資料１

（総務部人事課）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1　改正の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、１９の条例について必要となる規定の整備を行うもの。

2　改正の概要

（１）法改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、規定の整備を行うもの。

①　福岡県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
②　福岡県職員定数条例
③　福岡県特別職の職員の給与等に関する条例
④　福岡県職員の給与に関する条例
⑤　単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例
⑥　福岡県職員の退職手当に関する条例
⑦　福岡県職員の分限に関する条例
⑧　福岡県職員の育児休業等に関する条例
⑨　福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例
⑩　福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
⑪　福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
⑫　福岡県県立学校職員定数条例
⑬　福岡県公立学校職員の給与に関する条例
⑭　福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
⑮　福岡県警察職員の分限に関する条例
⑯　福岡県警察職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
⑰　福岡県警察職員の給与に関する条例

（２）現行の地方公務員法等を引用している下記の条例について、引用条項の整理を行うもの。

①　外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例
②　公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例

3　施行期日

令和２年４月１日

資料2

福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例案要綱

第一　概要

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関し必要な事項を条例で定めるものである。

第二　条例案の要旨

(一)　この条例の目的について規定するものであること。（第一条関係）

(二)　会計年度任用職員及び一般職の職員の定義について規定するものであること。（第二条関係）

(三)　給与の種類について規定するものであること。（第三条関係）

(四)　給与及び費用弁償の支払について規定するものであること。（第四条関係）

(五)　会計年度任用職員の給料表について規定するものであること。（第五条関係）

(六)　報酬及び給料の基準について規定するものであること。（第六条関係）

(七)　報酬は日額とすること等について規定するものであること。（第七条関係）

(八)　報酬に加算する額について規定するものであること。（第八条関係）

(九)　給与の計算期間、支給日等について規定するものであること。（第九条関係）

(十)報酬の減額について規定するものであること。（第十条関係）

(十一)勤務一時間当たりの報酬の額について規定するものであること。（第十一条関係）

(十二)通勤手当について規定するものであること。（第十二条関係）

(十三)期末手当について規定するものであること。（第十三条関係）

(十四)費用弁償について規定するものであること。（第十四条関係）

(十五)旅費について規定するものであること。（第十五条関係）

(十六)給与等の調整について規定するものであること。（第十六条関係）

(十七)この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであること。（第十七条関係）

(十八)施行期日について規定するものであること。（附則第一項関係）

(十九)第十四条第二項から第四項まで及び第十五条の規定は、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例及び改正後の福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける会計年度任用職員に準用することについて規定するものであること。（附則第二項関係）

第八九号議案

福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年六月十三日

福岡県知事　小川　洋

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関し必要な事項を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

（この条例の目的）

第一条　この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項及び第二百四条第三項の規定に基づき、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において「会計年度任用職員」とは、次に掲げる者をいう。

一　法第二十二条の二第一項第一号に規定する職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）

二　法第二十二条の二第一項第二号に規定する職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）

2　この条例において「一般職の職員」とは、次に掲げる条例の規定の適用を受ける職員をいう。

一　福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号。以下「県職員給与条例」という。）

二　福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号。以下「警察職員給与条例」という。）

三　福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号。以下「学校職員給与条例」という。）

（給与の種類）

第三条　この条例による給与は、パートタイム会計年度任用職員にあ

っては報酬及び期末手当とし、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）（以下「各種手当」という。）とする。

（給与及び費用弁償の支払）

第四条　この条例に基づく給与及び費用弁償の支払については、県職員給与条例第四条、警察職員給与条例第四条及び学校職員給与条例第四条の規定を準用する。この場合において、県職員給与条例第四条（同条第三項各号を除く。）、警察職員給与条例第四条（同条第三項各号を除く。）及び学校職員給与条例第四条（同条第三項各号を除く。）中「給与」とあるのは「給与及び費用弁償」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

（給料表）

第五条　会計年度任用職員の給料表の種類は、県職員給与条例第六条第一項各号、警察職員給与条例第六条第一項各号及び学校職員給与条例第六条第一項各号に掲げるもののうち、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲については、一般職の職員の例による。

一　行政職給料表

二　医療職給料表

イ　医師職給料表

ロ　看護師職給料表

三　研究職給料表

四　特定獣医師職給料表

五　教育職給料表

イ　教育職給料表（二）
ロ　教育職給料表（三）

（報酬及び給料の基準）

第六条　会計年度任用職員の職務の級は、その職種ごとの職務の複雑、困難及び責任の度に基づき級別標準職務表（別表）に定めるとおりとし、その号給は、職務内容、免許資格、経験年数等を考慮し、任命権者が決定する。

（報酬）

第七条　報酬は日額とし、その日額は、第五条の規定による給料表並びに第六条の規定による職務の級及び号給に応じた額を二十一で除した額とする。

2　前項の規定にかかわらず、一日の勤務時間が七時間四十五分と異なるパートタイム会計年度任用職員の報酬日額は、前項の規定により算定される額に当該勤務時間を七時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額とする。

3　前二項の規定による報酬の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げた額をもって報酬の額とする。

（報酬に加算する額）

第八条　次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、その区分に応じて、当該各号に掲げる額を第七条に規定する報酬に加算して支給する。

一　地域手当の支給対象となる地域に在勤するパートタイム会計年度任用職員　一般職の職員に支給される地域手当の額に相当する額

二　福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第二十条の規定により任命権者が定める勤務時間（以下「任命権者が定める勤務時間」という。）を超える勤務若しくは休日における任命権者が定める勤務時間中の勤務を命ぜられ又は任命権者が定める勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員　規則で定める勤務した時間に対して、第十一条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に規則で定める割合を乗じて得た額

三　特殊勤務手当の支給対象となる業務に従事し又は給料の調整額の支給対象となる職を占めるパートタイム会計年度任用職員　一般職の職員に支給される特殊勤務手当の額又は給料の調整額を超えない範囲で規則で定める額

（給与の支給方法等）

第九条　報酬の計算期間は、月の一日から末日までとする。

2　報酬の支給日は、勤務した月の翌月二十一日とし、その日が日曜日、土曜日又は勤務時間条例第十条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。

3　休職にされ又は法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けたパートタイム会計年度任用職員の給与については、県職員給与条例第二十三条及び第二十三条の二、警察職員給与条例第二十二条並びに学校職員給与条例第二十二条及び第二十二条の二の規定を準用する。この場合において、県職員給与条例第二十三条及び第二十三条

の二、警察職員給与条例第二十二条並びに学校職員給与条例第二十二条及び第二十二条の二中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。

4　フルタイム会計年度任用職員の給与に関する次に掲げる事項については、一般職の職員の例による。

一　給料の支給方法に関する事項

二　給料の調整額並びに通勤手当及び期末手当を除く各種手当の支給に関する事項

三　給与の減額に関する事項

四　勤務一時間当たりの給与額の算出に関する事項

五　休職者及び専従休職者の給与に関する事項

（報酬の減額）

第十条　報酬の減額については、県職員給与条例第十四条、警察職員給与条例第十三条及び学校職員給与条例第十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、県職員給与条例第十四条及び学校職員給与条例第十四条中「第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額」とあり、並びに警察職員給与条例第十三条中「第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの報酬の額」と読み替えるものとする。

（勤務一時間当たりの報酬の額）

第十一条　勤務一時間当たりの報酬の額は、第七条第一項の規定による報酬の額に一般職の職員に支給される給料の調整額及び地域手当

の額に相当する額として規則で定める額を加算した額を百分の七百七十五で除して得た額とする。

（通勤手当）

第十二条　通勤手当については、県職員給与条例第十三条の四（第三項、第四項及び第六項を除く。）、警察職員給与条例第十二条の四（第三項、第四項及び第六項を除く。）及び学校職員給与条例第十三条の四（第三項、第四項及び第六項を除く。）の規定を準用する。この場合において、県職員給与条例第十三条の四、警察職員給与条例第十二条の四及び学校職員給与条例第十三条の四中「職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と、「人事委員会規則」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

（期末手当）

第十三条　次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員には、県職員給与条例第二十一条第一項、警察職員給与条例第二十条第一項又は学校職員給与条例第二十条第一項に規定する支給日に期末手当を支給する。

一　県職員給与条例第二十一条第一項、警察職員給与条例第二十条第一項又は学校職員給与条例第二十条第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に在職する者

二　基準日現在で直前の基準日の翌日以降の任期の合計が六月以上である者

三　一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分以上の者

2　会計年度任用職員の期末手当の額は、県職員給与条例第二十一条第二項、警察職員給与条例第二十条第二項又は学校職員給与条例第二十条第二項に規定する方法により算定した額とする。

3　期末手当の支給については、前二項によるほか、県職員給与条例第二十一条の二及び第二十一条の三、警察職員給与条例第二十条の二及び第二十条の三並びに学校職員給与条例第二十条の二及び第二十条の三の規定を準用する。この場合において、県職員給与条例第二十一条の二及び第二十一条の三、警察職員給与条例第二十条の二及び第二十条の三並びに学校職員給与条例第二十条の二及び第二十条の三中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

4　パートタイム会計年度任用職員の一週間当たりの勤務時間及び期末手当基礎額の算定方法は、規則で定める。

5　フルタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

（費用弁償）

第十四条　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担すること、自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用すること又は通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員には、通勤に要する運賃等の額に相当する額、県職員給与条例第十三条の四第二項第二号、警察職員給与条例第十二条の四第二項第二号又は学校職員給与条例第十三条の四第二項第二号に定める額を超えない範囲で規則で定める額又はこれらの額の合計額を費用弁償として支給する。

2　パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行（福岡県職員等

の旅費に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十七号。以下「旅費条例」という。）第二条第一項に規定する出張に限る。次条において同じ。）したときは、旅費条例の適用を受ける職員の例により支給される旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。

3　費用弁償の請求手続については、旅費条例第十一条の規定を準用する。この場合において、同条中「旅費」とあるのは「費用弁償」と、「旅費額」とあるのは「費用弁償の額」と読み替えるものとする。

4　前三項に規定するもののほか、費用弁償に関し必要な事項は、規則で定める。

（旅費）

第十五条　フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、一般職の職員の例により旅費を支給する。

（給与等の調整）

第十六条　任命権者は、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する事項について、一般職の職員との権衡、職務の特殊性その他特別の事情によりこの条例の規定によることが困難である場合には、知事と協議して定めることができる。

（この条例の施行に関し必要な事項）

第十七条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（準用）

2　第十四条第二項から第四項まで及び第十五条の規定は、地方公務

員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年福岡県条例第　　号。以下「整備条例」という。）による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十七号。第三条の二第二項及び整備条例による改正後の福岡県営公企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年福岡県条例第五十一号）第二条第二項の規定に基づき、職員について準用する。

別表（第六条関係）級別標準職務表

職務の級	標　準　職　務
1　級	会計年度任用職員の職務
2　級	困難な業務を行う会計年度任用職員の職務

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

一　概要

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、福岡県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年福岡県条例第七十三号）等の規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

二　条例案の要旨

(一)　左記の十九条例について所要の規定の整備を行うものであること。

ア　福岡県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（第一条関係）

イ　福岡県職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第二号）（第二条関係）

ウ　福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）（第三条関係）

エ　福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）（第四条関係）

オ　単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十七号）（第五条関係）

カ　福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）（第六条関係）

キ　福岡県職員の分限に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第

四十三号）（第七条関係）

ク　外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年福岡県条例第一号）（第八条関係）

ケ　福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）（第九条関係）

コ　福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）（第十条関係）

サ　公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成十三年福岡県条例第五十号）（第十一条関係）

シ　福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年福岡県条例第八号）（第十二条関係）

ス　福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年福岡県条例第五十二号）（第十三条関係）

セ　福岡県県立学校職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）（第十四条関係）

ソ　福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）（第十五条関係）

タ　福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年福岡県条例第三号）（第十六条関係）

チ　福岡県警察職員の分限に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十二号）（第十七条関係）

ツ　福岡県警察職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二

十九年福岡県条例第四十三号）（第十八条関係）

テ　福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）（第十九条関係）

(二)　この条例は、令和二年四月一日から施行するものであること。

（附則関係）

第八八号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年六月十三日

福岡県知事　小川　洋

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、福岡県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年福岡県条例第七十三号）等の規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例

（福岡県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第一条　福岡県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年福岡県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「給料の月額」の下に「（法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については、報酬の額（福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第号）第八条に規定する額（同条第三号に規定する一般職の職員に支給される給料の調整額を超えない範囲で規則で定める額を除く。）を除く。））」を加え、「給与から」を削る。

（福岡県職員定数条例の一部改正）

第二条　福岡県職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事務部局に」の下に「常時」を加える。

（福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第三条　福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「準ずる者」の下に「（専門的な知識経験又は識見を有する者であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他任命権者が定める事務を行うものに限る。）」を加え、同条に次の一号を加える。

十四　選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人

第三条第一項中「第十三号」を「第十四号」に改める。

別表第一中

「

臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者					
労働委員会		選挙長 選挙分会長 選挙立会人	審査分会長 審査分会立会人	その他	
特別調整委員	あっせん員				
				同一又は類似の職種の公務員若しくは民間事業の従事者との権衡を考慮し、予算の範囲内で定める額	
二二、五〇〇	一四、九〇〇	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第十条第十項に定める額	最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百七十二号）第十条第二項の規定に基づき中央選挙管理会が定める額		
別表第三による額	別表第三による額	別表第三による額	別表第三による額		

を

臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員及びこれらの者に準ずる者					
労働委員会		選挙長 選挙分会長 選挙立会人	審査分会長 審査分会立会人	その他	
特別調整委員	あっせん員				
				同一又は類似の職種の公務員若しくは民間事業の従事者との権衡を考慮し、予算の範囲内で定める額	
二二、五〇〇	一四、九〇〇	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第十条第十項に定める額	最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百七十二号）第十条第二項の規定に基づき中央選挙管理会が定める額		
別表第三による額	別表第三による額	別表第三による額	別表第三による額		

に

改める。

（福岡県職員の給与に関する条例の一部改正）

第四条　福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「規定する教育公務員」の下に「及び地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員」を加える。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第五条　単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の見出し中「再任用職員についての」を削り、同条に次の一項を加える。

2　地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）には、前条の給与のうち、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び勤勉手当は支給しない。

第六条に次の一項を加える。

4　前三項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与の支給方法、給料及び特殊勤務手当を除くその他の給与の額並びに一時差止処分の取消しの申立ては、福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第　　号。以下「会計年度任用職員条例」という。）の適用となる職員との権衡を考慮して知事が別に定める。

第七条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与の減額及び

休職者の給与については、知事が別に定める。

第十条第二項中「育児休業をしている職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、育児休業をしている会計年度任用職員の期末手当については、会計年度任用職員条例の適用となる職員との権衡を考慮して知事が別に定める。

（福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第六条　福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「職員が次の各号の一に該当する場合」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

4　地方公務員法第二十二条の二第一項第二号の規定により採用された者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷

病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

第七条の六第三項第一号中「第二項」を「第四項」に改める。

第十条の三の次に次の二条を加える。

（勤続期間の計算の特例）

第十条の四　次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、第十条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

一　第二条第四項に規定する者　その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて六月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

二　第二条第四項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて六月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して六月を超える期間勤務したもの　その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第十条の五　第十条の二に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第二条第四項に規定する者に相当する地方公共団体等の公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2　前条の規定は、国家公務員又は地方公共団体等の公務員であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

（福岡県職員の分限に関する条例の一部改正）

第七条　福岡県職員の分限に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第

四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

4　法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二条の二第一項及び第二項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第八条　外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

（福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第九条　福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「育児休業をしている職員」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第八条中「育児休業をした職員」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第十条　福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「臨時職員」を「会計年度任用職員等」に改め、同条中「臨時的に任用される職員」を「地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員及び同法第二十二条の三の規定により臨時的に任用された職員」に改め、「休暇等については」の下に「、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い」を加え、「人事委員会と協議して」を削る。

（公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第十一条　公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成十三年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

（福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第十二条　福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「占める職員」の下に「及び法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

（福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第十三条　福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年福岡県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の見出し中「再任用職員についての」を削り、同条に次の一項を加える。

2　地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）には、前条の給与のうち、初任給調

整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当は支給しない。

第三条に次の一項を加える。

4　前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給料の額及び支給方法は、福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第　　号。以下「会計年度任用職員条例」という。）の適用となる職員との権衡を考慮して管理者が別に定める。

第六条に次の一項を加える。

4　前三項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給料及び特殊勤務手当を除くその他の給与の額、支給方法並びに一時差止処分の取消しの申立ては、会計年度任用職員条例の適用となる職員との権衡を考慮して管理者が別に定める。

第七条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与の減額及び休職者の給与については、管理者が別に定める。

第十条第二項中「育児休業をしている職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、育児休業をしている会計年度任用職員の期末手当については、会計年度任用職員条例の適用となる職員との権衡を考慮して管理者が別に定める。

（福岡県県立学校職員定数条例の一部改正）

第十四条　福岡県県立学校職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特別支援学校に」の下に「常時」を加える。

（福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第十五条　福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方公務員」の下に「（地方公務員法第二十二条の三第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第十六条　福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

（福岡県警察職員の分限に関する条例の一部改正）

第十七条　福岡県警察職員の分限に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

5　法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二条の二第一項及び第二項の規定に基づき警察本部長が定める任期の範囲内」とする。

（福岡県警察職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第十八条　福岡県警察職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「給料の月額」の下に「（法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については、報酬の額（福岡県会計年度任用職員の

給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第
号）第八条に規定する額（同条第三号に規定する一般職の職員に支給される給料の調整額を超えない範囲で規則で定める額を除く。）を除く。）））」を加え、「給与から」を削る。

（福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第十九条　福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一般職に属する職員」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

附　則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年福岡県条例第七十三号）（第一条関係）

改正案	現行
（減給の効果） 第四条　減給は、一年以下の期間、給料の月額（法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については、報酬の額（福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第　　号）第八条に規定する額（同条第三号に規定する一般職の職員に支給される給料の調整額を超えない範囲で規則で定める額を除く。）を除く。）の五分の一以下に相当する額を減ずるものとする。	（減給の効果） 第四条　減給は、一年以下の期間、給料の月額の五分の一以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

福岡県職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第二号）（第二条関係）

改正案	現行
（定義） 第一条　この条例で「職員」とは、知事、公営企業、議会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会、監査委員及び教育委員会の事務部局に常時勤務する一般職に属する地方公務員（臨時的任用の者を除く。）をいう。 第二条～第四条　（略）	（定義） 第一条　この条例で「職員」とは、知事、公営企業、議会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会、監査委員及び教育委員会の事務部局に勤務する一般職に属する地方公務員（臨時的任用の者を除く。）をいう。 第二条～第四条　（略）

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）（第三条関係）

改正案

（定義）

第二条　（略）

一～十二　（略）

十三　臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者（専門的な知識経験又は識見を有する者であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他任命権者が定める事務を行うものに限る。）

十四　選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人

（非常勤職員の給与等）

第三条　前条第三号から第十四号までに掲げる特別職の職員（常勤の者を除く。以下「非常勤職員」という。）には、別表第一及び別表第三の区分により報酬及び費用弁償を支給する。

２～７　（略）

別表第一（第三条）

区分		報酬		費用弁償
		報酬月額（円）	報酬日額（円）	
（略）		（略）	（略）	（略）
（略）	特別調整委員		二二、五〇〇	別表第三による額
	労働委員会 あっせん員		一四、九〇〇	別表第三による額
その他	臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員及びこれらの者に準ずる者（専門的な知識経験又は識見を有する者であつて当該知識経験又は識見に基づき助言、調査、診断その他任命権者が定める事務を行うものに限る。）	同一又は類似の職種の公務員若しくは民間事業者との権衡を考慮し、予算の範囲内で定める額		
	選挙長 選挙分会長 選挙立会人			別表第三による額

現行

（定義）

第二条　（略）

一～十二　（略）

十三　臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者

（新設）

（非常勤職員の給与等）

第三条　前条第三号から第十三号までに掲げる特別職の職員（常勤の者を除く。以下「非常勤職員」という。）には、別表第一及び別表第三の区分により報酬及び費用弁償を支給する。

２～７　（略）

別表第一（第三条）

区分		報酬		費用弁償
		報酬月額（円）	報酬日額（円）	
（略）		（略）	（略）	（略）
（略）	特別調整委員		二二、五〇〇	別表第三による額
	労働委員会 あっせん員		一四、九〇〇	別表第三による額
その他	臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者	同一又は類似の職種の公務員若しくは民間事業者との権衡を考慮し、予算の範囲内で定める額		
	選挙長 選挙分会長 選挙立会人			別表第三による額
	審査分会長 審査分会立会人			別表第三による額

福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）（第四条関係）

改正案	現行
（定義） 第二条　この条例において「職員」とは、知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）、海区漁業調整委員会及び人事委員会の事務部局に勤務する一般職に属する地方公務員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に規定する教育公務員及び地方公務員法第二十二の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）をいう。	（定義） 第二条　この条例において「職員」とは、知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）、海区漁業調整委員会及び人事委員会の事務部局に勤務する一般職に属する地方公務員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に規定する教育公務員を除く。）をいう。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十七号）（第五条関係）

改正案	現行
（適用除外） 第三条の二　（略） 2　地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）には、前条の給与のうち、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び勤勉手当は支給しない。	（再任用職員についての適用除外） 第三条の二　（略） （新設）
（支給方法等） 第六条　（略） 2～3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与の支給方法、給料及び特殊勤務手当を除くその他の給与の額並びに一時差止処分の取消しの申立ては、福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第　　号。以下「会計年度任用職員条例」という。）の適用となる職員との権衡を考慮して知事が別に定める。	（支給方法等） 第六条　（略） 2～3　（略） （新設）
（昇格等の基準） 第七条　（略） 2　前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与の減額及び休職者の給与については、知事が別に定める。	（昇格等の基準） 第七条　（略） （新設）
（育児休業をしている職員の給与の取扱い） 第十条　（略） 2　前項の規定にかかわらず、育児休業をしている職員（会計年度任用職員を除く。）の期末手当及び勤勉手当については、県職員の例により支給する。 3　第一項の規定にかかわらず、育児休業をしている会計年度任用職員の期末手当については、会計年度任用職員条例の適用となる職員との権衡を考慮して知事が別に定める。	（育児休業をしている職員の給与の取扱い） 第十条　（略） 2　前項の規定にかかわらず、育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当については、県職員の例により支給する。 （新設）

福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）（第六条関係）

改正案	現行
（定義及び適用範囲） 第二条　（略） 2　退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）には、第二条の四及び第七条の五の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第九条の規定による退職当は、支給しない。 3　（略） 4　地方公務員法第二十二条の二第一項第二号の規定により採用された者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分	（定義及び適用範囲） 第二条　（略） 2　退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、職員が次の各号の一に該当する場合には、第二条の四及び第七条の五の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第九条の規定による退職手当は、支給しない。 一　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。） 二　常勤を要しない者 三　臨時の雇用者（職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続き六月以上ある者を除く。） 3　（略） （新設）

並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

第三条～第七条の五　（略）

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第七条の六　（略）

2　（略）

3　次に掲げる者以外の職員は、人事委員会規則で定めるところにより、募集の期間中、いつでも応募し、第八項第三号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

一　第二条第四項の規定により職員とみなされるもの。

二　臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される者

4～10　（略）

第八条～第十条の三　（略）

（勤続期間の計算の特例）

第十条の四　次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、第十条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

一　第二条第四項に規定する者　その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて六月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

二　第二条第四項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて六月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して六月を超える期間勤務したもの　その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第十条の五　第十条の二に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第二条第四項に規定する者に相当する地

三条～第七条の五　（略）

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第七条の六　（略）

2　（略）

3　次に掲げる者以外の職員は、人事委員会規則で定めるところにより、募集の期間中、いつでも応募し、第八項第三号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

一　第二条第二項の規定により職員とみなされるもの。

二　臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される者

4～10　（略）

第八条～第十条の三　（略）

（新設）

（新設）

方公共団体等の公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2　前条の規定は、国家公務員又は地方公共団体等の公務員であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

福岡県職員の分限に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第四十三号）（第七条関係）

改正案	現行
（休職の効果） 第八条　法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、第三条各号のいずれかに該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも三年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。 2　任命権者は、前項の規定により定めた休職の期間が三年に満たない場合には、その休職した日から引き続き三年を超えない範囲内において、これを更新することができる。 3　法第二十八条第二項第二号の規定に該当する場合における休職の期間は、刑事事件が裁判所に係属する間とする。 4　法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二条の二第一項及び第二項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。	（休職の効果） 第八条　法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、第三条各号のいずれかに該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも三年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。 2　任命権者は、前項の規定により定めた休職の期間が三年に満たない場合には、その休職した日から引き続き三年を超えない範囲内において、これを更新することができる。 3　法第二十八条第二項第二号の規定に該当する場合における休職の期間は、刑事事件が裁判所に係属する間とする。 （新設）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年福岡県条例第一号）（第八条関係）

改正案	現行
（職員の派遣） 第二条　（略） ２　法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一・二　（略） 三　地方公務員法第二十二条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） 四・五　（略）	（職員の派遣） 第二条　（略） ２　法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一・二　（略） 三　地方公務員法第二十二条第一項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） 四・五　（略）

福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）（第九条関係）

改正案	現行
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第七条　（略） ２　県職員給与条例第二十二条第一項、警察職員給与条例第二十一条第一項及び学校職員給与条例第二十一条第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第七条　（略） ２　県職員給与条例第二十二条第一項、警察職員給与条例第二十一条第一項及び学校職員給与条例第二十一条第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第八条　育児休業をした職員（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（県職員給与条例第七条第三項、警察職員給与条例第七条第二項及び学校職員給与条例第八条第三項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。	（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第八条　育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（県職員給与条例第七条第三項、警察職員給与条例第七条第二項及び学校職員給与条例第八条第三項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）（第十条関係）

改正案	現行
（会計年度任用職員等の勤務時間、休暇等） 第二十条　地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員及び同法第二十二条の三に規定により臨時的に任用された職員の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。	（臨時職員の勤務時間、休暇等） 第二十条　臨時的に任用される職員の勤務時間、休暇等については、任命権者が人事委員会と協議して定める。

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成十三年福岡県条例第五十号）（第十一条関係）

改正案	現行
（職員の派遣） 第二条　（略） ２　法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一・二　（略） 三　地方公務員法第二十二条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） 四・五　（略） ３　（略）	（職員の派遣） 第二条　（略） ２　法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一・二　（略） 三　地方公務員法第二十二条第一項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） 四・五　（略） ３　（略）

福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年福岡県条例第八号）（第十二条関係）

改正案	現行
（報告事項） 第三条　前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 一～十一　（略）	（報告事項） 第三条　前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 一～十一　（略）

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年福岡県条例第五十二号）（第十三条関係）

改正案	現行
（適用除外） 第二条の二　（略） 2　地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）には、前条の給与のうち、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当は支給しない。 （給料） 第三条　（略） 2～3　（略） 4　前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給料の額及び支給方法は、福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第　号。以下「会計年度任用職員条例」という。）の適用となる職員との権衡を考慮して管理者が別に定める。 （その他の給与） 第六条　（略） 2～3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給料及び特殊勤務手当を除くその他の給与の額、支給方法並びに一時差止処分の取消しの申立ては、会計年度任用職員条例の適用となる職員との権衡を考慮して管理者が別に定める。 （昇給等） 第七条　（略） 2　前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与の減額及び休職者の給与については、管理者が別に定める。 （育児休業をしている職員の給与の取扱い） 第十条　（略） 2　前項の規定にかかわらず、育児休業をしている職員（会計年度任用職員を除く。）の期末手当及び勤勉手当については、県職員の例により支給する。 3　第一項の規定にかかわらず、育児休業をしている会計年度任用職員の期末手当については、会計年度任用職員条例の適用となる職員との権衡を考慮して管理者が別に定める。	（再任用職員についての適用除外） 第三条の二　（略） （新設） （給料） 第三条　（略） 2～3　（略） （新設） （その他の給与） 第六条　（略） 2～3　（略） （新設） （昇給等） 第七条　（略） （新設） （育児休業をしている職員の給与の取扱い） 第十条　（略） 2　前項の規定にかかわらず、育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当については、県職員の例により支給する。 （新設）

福岡県県立学校職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）　（第十四条関係）

改正案	現行
（定義） 第一条　この条例で「職員」とは、県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に常時勤務する一般職に属する地方公務員（臨時的任用の者を除く。）をいう。	（定義） 第一条　この条例で「職員」とは、県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する一般職に属する地方公務員（臨時的任用の者を除く。）をいう。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）（第十五条関係）

改正案	現行
（定義） 第二条　この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる一般職に属する地方公務員（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）をいう。 一～四　（略） 2　（略）	（定義） 第二条　この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる一般職に属する地方公務員をいう。 一～四　（略） 2　（略）

福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年福岡県条例第三号）（第十六条関係）

改正案	現行
附則 1～3　（略） 4　（略）	附則 1～3　（略） 4　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の三第一項の規定により県で定める同項の非常勤講師の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、当分の間、改正後の福岡県特別職の職員の給与等に関する条例第二条第十三号の職員の例による。 5　（略）

福岡県警察職員の分限に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十二号）（第十七条関係）

改正案	現行
（休職の効果） 第七条　1～4（略） 5　法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二条の二第一項及び第二項の規定に基づき警察本部長が定める任期の範囲内」とする。	（休職の効果） 第七条　1～4（略） （新設）

福岡県警察職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十九年条例第四十三号）（第十八条関係）

改正案	現行
（減給の効果） 第五条　減給は、一年以下の期間、給料の月額（法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については、報酬の額（福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年福岡県条例第　号）第八条に規定する額（同条第三号に規定する一般職の職員に支給される給料の調整額を超えない範囲で規則で定める額を除く。）を除く。）の五分の一以下に相当する額を減ずるものとする。	（減給の効果） 第五条　減給は、一年以下の期間、給料の月額の五分の一以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）（第十九条関係）

改正案	現行
（定義） 第二条　この条例において「職員」とは、福岡県警察職員のうち警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある者（以下「警察官」という。）ならびに警察官以外の一般職に属する職員（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）をいう。 2　（略）	（定義） 第二条　この条例において「職員」とは、福岡県警察職員のうち警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある者（以下「警察官」という。）ならびに警察官以外の一般職に属する職員をいう。 2　（略）